

安平町社会教育関係団体広報活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安平町内で活動する社会教育関係団体が行う会員募集及び事業周知に関する広報活動について必要な事項を定め、町民への情報提供を促進するとともに社会教育活動の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会教育関係団体」とは、営利を目的とせず、町内において生涯学習、文化、スポーツ等の社会教育活動を継続的に行う団体をいう。

(広報媒体)

第3条 広報活動に使用する媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 生涯学習だより「きらり」
- (2) 町ホームページ
- (3) 町公式 Facebook
- (4) 町公式 LINE アカウント
- (5) PiPit その他町教育委員会が認める媒体

2 広報はデジタル媒体を基本とし、紙媒体は必要に応じ補完的に用いる。

(掲載内容)

第4条 広報に掲載できる内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体名
- (2) 実施事業の趣旨及び目的
- (3) 活動内容・対象者
- (4) 問合せ先

2 事業を掲載する場合は、開催日時、場所、参加費の有無を明記しなければならない。

3 申込みを伴う場合は、その申込み方法及び期限を明記しなければならない。

4 写真・画像の掲載は、著作権・肖像権に配慮し、必要な許諾を団体を得るものとする。

(掲載規定)

第5条 掲載する内容は次の規定を満たさなければならない。

- (1) 広報文は360文字以内とする。
- (2) 配信資料はA4サイズ1枚以内、データ容量7MB以内とする。
- (3) 同一内容の掲載は半年に1度を限度とする。
- (4) 規定を超える場合は、教育委員会が修正又は掲載を拒否することができる。

2 虚偽や不適切な内容があれば、教育委員会は修正又は削除できる。

3 掲載内容が営利目的に該当する場合は、掲載しない。

(対象事業)

第6条 掲載の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 社会教育関係団体が主催し、団体が確実に実施できるもの

(2) 安平町教育委員会が共催する事業。ただし、安平町教育委員会が後援するのみの事業は対象外とする。

(3) 参加費は実費又は材料費に限り、営利活動は認めない。

(申込み)

第7条 広報活動を希望する団体は、専用申込フォーム又は電子メールにより申し込むものとする。

2 紙媒体で申し込む場合は、教育委員会事務局（総合庁舎）又は住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）に提出するものとする。

3 全ての媒体における申込期限は、掲載希望月の1か月前とする。ただし、媒体の発行・配信スケジュール等により必要があるときは、教育委員会が別に期限を定めることができる。

(審査及び決定)

第8条 掲載の可否及び媒体の決定は、教育委員会社会教育グループが審査し、必要に応じて関係部署と協議のうえ決定する。

(情報発信日)

第9条 情報の発信日は、次の各号に掲げる媒体の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 生涯学習だより「きらり」 毎月20日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日とする。

(2) 町ホームページ 決定日から起算して1か月を経過した日

(3) 町公式 Facebook 決定日から起算して1か月を経過した日

(4) 町公式 LINE アカウント 決定日から起算して1か月を経過した日

(5) PiPit 決定日から起算して1か月を経過した日以降の直近の水曜日又は金曜日（その発信時刻は、午後6時30分とする。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、その他媒体 決定日から起算して1か月を経過した日

2 緊急を要する内容や必要があるときは、教育委員会が別に情報発信日を定めることができる。

(問い合わせ)

第 10 条 この要綱に関する問い合わせは、教育委員会社会教育グループ(電話 29-7036、メール sk-kyouiku@town.abira.lg.jp) に行うものとする。

(要綱の見直し)

第 11 条 この要綱は、毎年運用を検証し、必要に応じて見直す。

附則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。